

桐生市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度において市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に係る基本的事項及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和8年1月7日から施行する。

令和7年12月11日

桐生市長 荒木 恵司

1 建設工事の種類 建設工事の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事	建築一式工事	大工事	左官工事	とび・土工・コンクリート工事	石工事
屋根工事	電気工事	管工事	タイル・れんが・ブロック工事	鋼構造物工事	鉄筋工事
舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事
内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事
建具工事	水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事	

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の（1）から（4）までの全てを満たす者でなければ、当該申請を行うことができない。

（1）建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。

（2）1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）による客観的事項の審査を受けた者であること。

（3）納付すべき税を完納している者であること。

（4）社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者であること（当該保険に加入義務のない者を除く。）。

（5）共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあつては、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。なお、構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 構成員の数は、原則として3社以内とする。

イ 構成員の組み合わせは、原則として資格者名簿における等級格付が桐生市建設工事等請負業者選定要綱第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級または直近等級に属する組み合わせとする。

ウ 共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

エ 各構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（ア）希望する建設工事の種類につき、同一の工事種別の資格審査申請を行わない者であること。

（イ）希望する建設工事の種類に対応する許可業種につき、許可後3年を超える営業年数を有すること。

（ウ）希望する建設工事の種類につき、元請けとしての実績を有すること。

（エ）希望する建設工事の種類に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを有し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。

3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。なお、選択できる申請業種は1に掲げる建設工事の種類のうち6業種以内とする。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の選択は、このうち3業種を限度とする。

4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長に行わなければならない。

5 申請の受付期間 令和8年1月7日（水）から同月30日（金）までとする。

6 審査基準日 令和8年1月1日（木）

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会に提出しなければならない。ただし、(10)から(16)については桐生市総務部契約検査課に提出するものとする。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が発行した身分証明書
- (2) 納税証明書（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の事業主である場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (4) 営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面）
- (5) 経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し
- (6) 工事経歴書（建設業法施行規則別記様式第2号）
- (7) 技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2）
- (8) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
- (9) 審査基準日現在有効な総合評定値通知書に記載された建設業の許可区分と審査基準日現在の建設業の許可区分とが異なる場合は、建設業許可通知の写し又は許可申請書
- (10) 契約等の権限を代理人に委任する場合は、委任状（別記様式第1号）
- (11) 市内に本社を有する場合は、従業員名簿（別記様式第2号）
- (12) 従業員100人以下の企業で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第5項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働大臣に届け出た場合又は同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けた場合には「一般事業主行動計画策定届」の写し又は認定通知書の写し（市内に本社又は営業所を有する者、若しくはみどり市に本社を有する者で、土木、舗装、建築、管及び電気業種に限る。）
- (13) 前橋保護観察所が発行する協力雇用主としての実績に関する証明書（市内に本社又は営業所を有する者、若しくはみどり市に本社を有する者で、土木、舗装、建築、管及び電気業種に限る。）
- (14) 桐生市のSDGs パートナーに登録した場合は、桐生市SDGs パートナー登録証の写し
- (15) 建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している場合は、加入証明書
- (16) 建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施している技能講習又は安全衛生講習を受講した場合は、修了証の写し

なお、(6)及び(7)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。
- (2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知

- (1) 市長は、資格審査の結果、資格の有無を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- (2) 市長は、申請者が資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和10年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。

12 事業協同組合の特例

(1) 事業協同組合に係る資格審査において特例申請を希望する者は、7に掲げる添付書類のほか次に掲げる書類を添付して電子申請を行わなければならない。

ア 官公需適格組合証明書の写し

イ 審査対象者一覧表（群馬県CALS/EC市町村推進協議会が定める様式）

ウ 当該組合の役員名簿（群馬県CALS/EC市町村推進協議会が定める様式）

エ 当該組合の組合員名簿（群馬県CALS/EC市町村推進協議会が定める様式）

オ 当該組合及び各審査対象者の建設業許可通知・総合評価値通知書の写し

(2) 官公需適格組合として証明を受けている当該組合と組合員5者を限度として審査する。審査に当たっての総合評価値の算定は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合及び組合員に係る合計値により、その他の項目については当該組合及び組合員に係る数値の平均値により行う。

13 資格の取消し等 市長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後2年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消された者
- (5) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

14 資格の取消し等の通知 市長は、13の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

15 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び工種）について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

- 16 指名基準 建設工事に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、桐生市建設工事等請負業者選定要綱に基づいて行うものとする。